

宮崎市における入札参加指名停止措置情報（物品等）

事業者名 (所在地)	指名停止措置の期間			指名停止措置の理由	該当事項
	期間	開始日	終了日		
株式会社難波江商店 (宮崎市)	3 か月	令和5年4月24日	令和5年7月23日	令和5年3月3日に行った「焼き鉄の売却（令和5年4月～6月分）」「くず鉄の売却（令和5年4月～6月分）」「スプリングマットの売却（令和5年4月～6月分）」の入札において、落札者となったが、その後、有償による引き取りが困難との理由により、契約締結を拒否した。	要綱第3条第1項に規定する別表第2第8号
株式会社スギタ (宮崎市)	3 か月	令和5年4月24日	令和5年7月23日	令和5年1月20日付で契約した「美化推進区域・路上喫煙制限区域の路面標示シート張替修繕」について契約したが、履行期限内に業務を完了することができないとして、令和5年3月30日付けで「契約続行不能届」を提出した。	要綱第3条第1項に規定する別表第1第4号
株式会社アステム (大分県)	1. 5 か月	令和5年4月24日	令和5年6月7日	公正取引委員会は、令和5年3月24日付けで、独立行政法人国立病院機構が発注する医薬品の入札等に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたものとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を行い、課徴金減免制度を適用した。	要綱第3条第1項に規定する別表第2第5号
株式会社翔薬 (福岡県)	1. 5 か月	令和5年4月24日	令和5年6月7日	公正取引委員会は、令和5年3月24日付けで、独立行政法人国立病院機構が発注する医薬品の入札等に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたものとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を行い、課徴金減免制度を適用した。	要綱第3条第1項に規定する別表第2第5号
富田薬品株式会社 (熊本県)	1. 5 か月	令和5年4月24日	令和5年6月7日	公正取引委員会は、令和5年3月24日付けで、独立行政法人国立病院機構が発注する医薬品の入札等に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたものとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を行い、課徴金減免制度を適用した。	要綱第3条第1項に規定する別表第2第5号

アルフレッサ株式会社 (東京都)	1. 5か月	令和5年4月24日	令和5年6月7日	公正取引委員会は、令和5年3月24日付けで、独立行政法人国立病院機構が発注する医薬品の入札等に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたものとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を行い、課徴金減免制度を適用した。	要綱第3条第1項に規定する別表第2第5号
株式会社アトル (福岡県)	1. 5か月	令和5年4月24日	令和5年6月7日	公正取引委員会は、令和5年3月24日付けで、独立行政法人国立病院機構が発注する医薬品の入札等に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたものとして、課徴金納付命令を行い、課徴金減免制度を適用した。	要綱第3条第1項に規定する別表第2第5号
九州電力株式会社 (福岡県)	1. 5か月	令和5年4月24日	令和5年6月7日	公正取引委員会は、令和5年3月30日付で、旧一般電気事業者らが、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたものとして、左記業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。	要綱第3条第1項に規定する別表第2第5号
南九州事務機 (宮崎市)	3か月	令和6年2月19日	令和6年5月18日	令和6年1月30日に行った「児童生徒用机・椅子・天板の購入（中学校）」の入札において、落札者となったが、その後、入札金額では受注できないとの理由により、契約締結を拒否した。	要綱第3条第1項に規定する別表第2第8号

※「該当事項」欄における要綱とは、宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱をいう。